

一般社団法人応用生態工学会

個人情報保護規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）定款第54条第2項に基づき、本会が利用する個人情報の保護に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程及び本規程に基づいて策定される規則等において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。
- ② 要配慮個人情報 個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報であって、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるものをいう。
- ③ 特定個人情報 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの）をその内容に含む個人情報をいう。
- ④ 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。
 - ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- ⑤ 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- ⑥ 保有個人データ 開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、

その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして法令で定めるもの以外のものをいう。

- ⑦ 本人 当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。
- ⑧ 役職員等 本会に所属するすべての理事、監事、職員及び準職員をいう。
- ⑨ 個人情報管理責任者 個人情報保護に関する法令遵守計画に関する責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

- 第3条 本規程は、すべての役職員等に適用する。退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、本規程に従うものとする。
- 2 本会の会員及び本会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、本会の業務に従事する場合には、当該従事者は、本規程を遵守しなければならない。
 - 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、本規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

- 第4条 本会においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。
- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、本会で取り扱う個人情報について、本規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護に関する法令遵守計画等の細則を策定しなければならない。
 - 3 個人情報管理責任者は、本規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報の取得)

- 第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。この場合において、要配慮個人情報については、原則として法令で定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得することができない。
- 2 個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、通知し、又は公表しなければならない。
 - ① 本会の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先
 - ② 個人情報の利用目的
 - ③ 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法
 - ア 当該データの利用目的の通知を求める権利

- イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
 - ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利
 - エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利
- 3 前項において、本人から書面（電磁的記録を含む）に記載された個人情報を直接取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

（利用目的及び個人情報の利用）

- 第6条 個人情報を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、本会の定款に定める本会の事業の遂行に必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得、又は通知もしくは公表した利用目的の範囲内で行わなければならない。
- 2 特定個人情報を除き、利用目的は、本人の同意を取得したうえで、変更前の利用目的と関連性を有する範囲内であれば、修正することができる。

（個人データの第三者提供）

- 第7条 法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供してはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、本会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に関し、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人データ（要配慮個人情報を除く）を当該業務委託先に対して提供できるものとする。
- ① 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
 - ② 個人情報の保護に関し、本規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること
 - ③ 本会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること
- 3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。
- 4 本条第2項の定めに従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、本会が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

（個人データの正確性確保）

- 第8条 個人データは、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人データの安全管理のため、個人データの不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人データの安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人データを取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人データの安全管理が図られるよう、個人情報及び個人データを扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人データの消去・廃棄)

第11条 利用する必要がなくなった個人データについては、直ちに当該個人データを消去・破棄しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人データの消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人データの内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これを本会が別に定める期間、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第12条 役職員等は、個人情報外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報外部に漏洩していることを確認し、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を会長及び専務理事のほか、影響を受ける可能性のある本人並びに個人情報保護委員会等の関係機関に報告しなければならない。

- ① 漏洩した個人情報の範囲
- ② 漏洩先
- ③ 漏洩した日時
- ④ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、会長及び関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(保有個人データの利用目的の通知請求)

第14条 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、利用目的の通知を求められた場合は、遅滞なくこれに応じるものとする。

(保有個人データの開示請求)

第15条 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、開示を求められた場合は、遅滞なく、当該本人が請求した方法により開示するものとする。

(保有個人データの訂正等請求)

第16条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて訂正、追加又は削除を行うものとする。また訂正、追加又は削除を行った場合は、その旨及びその内容を本人に遅滞なく通知するものとする。

(保有個人データの利用停止等請求又は提供の拒否権)

第17条 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、利用の停止又は消去の請求があった場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ① 法令の規定による場合
- ② 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第18条 本会の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局が担当する。

- 2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。
- 3 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について会長に報告するものとする。

(個人情報等に関する取扱規則)

第19条 個人情報及び特定個人情報に関する取扱いの規則については、会長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第20条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和6年7月24日から施行する（令和6年7月23日理事会決議）。